

Securities News Digest

この Securities News Digest は、ニューヨーク事務所が、米国等における最近の証券関係の興味深いニュースを紹介したものである。

（一九九四年三月二一日号）

議会関係

下院エネルギー商業委員会監視捜査小委員会、メロン銀行によるドレイファス買収に関する公聴会を開催。証券関係の主要な発言は次の通り。

・銀行による証券業務に連邦証券法の規制が及ばないことに懸念、銀行の証券業務の機能別規制（銀行による証券業務も証券規制機関の権限の下に置く体制）を定めたディングエル下院議員の法案を強く支持する。（レ

ビット SEC 委員長）

下院銀行委員会金融機関小委員会、三月二日、金融サービス公正取引法案を可決。

リーグル上院銀行委員会委員長、銀行監督機関統合に関する公聴会において、派生商品の監督体制が整備されていないことに再三言及し、現行の銀行監督体制が銀行業界の進歩に追い付いていない実例であると発言。

ディングエル下院エネルギー商業委員会委員長、投資家保護措置が連邦銀行法と連邦証券法の下でいかに異なるかを示した書簡を SEC、OCC、FDIC、FRB に送付しコメントを要請（内容は未公表）。また、報道関係者に配布した書簡において、銀行監督機関は銀行のミューチュアル・ファンド販売の監督の任を果たしていないと主張。

下院金融機関監督規制預金保険小委員会、ミュー

チュアル・ファンドに監視公聴会を開催。主要な発言は次の通り。

- ・ ミューチュアル・ファンド残高が銀行預金残高を超える現在、銀行からミューチュアル・ファンドを購入する顧客に対して銀行はそれが預金保険対象でないことを通知すること等を義務付ける法律が必要である。(リチャード・ニール下院議員(民主党・マサチューセッツ))
- ・ 本件については既に種々の対策が講じられている。(フィクターOTS長官代行とハウブFDIC委員長代行)
- ・ 提案された法案は銀行(特に小規模銀行)のミューチュアル・ファンド販売を事実上禁止し得るものである。(シバーズ米国独立系銀行家協会会長)
- ・ 多数の銀行が既存の連邦銀行当局のガイドラインを遵守していない。(カンジャ米国退職者連合委員)

SEC関係

ロバーツSEC委員、外国発行体に対してGAAP(一般的会計原則)を緩和することを検討すべきであると発言。

レビットSEC委員長、SECはヘッジ・ファンドが金融市場に及ぼし得る影響に対して一定の懸念を抱いている、監督機関がヘッジ・ファンドを監視する権限(の欠如)についても憂慮していると発言。

ビーズSEC委員、派生商品規制について、応急処置的な("quick-fix")法案に頼る前に現在規制機関が行っている多大な努力に注意を払うべきである、需要のあるところに供給は生まれるものであり派生商品の爆発的成長には理由がある、潮流に逆行するよりも潮流を読んで生産的に流れを誘導するべきであると発言。

SEC、地方債発行体が年次財務諸表を提出し、更に財務の健全性に影響を及ぼし得る事実の公表を行うことを引受人が保証しない限り、証券会社が当該地方債の販売を行うことを禁ずるとするルールを提案。

銀行監督機関関係

英米独の中央銀行、欧州債券市場における最近の乱高下を受け、米国のヘッジ・ファンドが金融システムに与えるリスクを調査。

GAO、銀行のミューチュアル・ファンド販売に関する実態調査に着手、三四〇〇通の質問状を銀行及び貯蓄金融機関に発出。銀行のミューチュアル・ファンド販売に関する調査としては過去最大規模に。

グリーンズパンFRB議長、派生商品の成長は金融危機が世界の市場へ伝播するスピードを速めるであろう、監督の強化は必要だが政策決定者が有

効な監督のための戦略を立案するためにはより多くの情報が必要であると発言。

その他

ナショナル・ベンチャー・キャピタル協会の調べによると、中小企業及び急成長中企業の二二二社中六社が発表した業績予想が誤っていたために損害を蒙ったとの理由から株主代表訴訟の対象となっていることが判明。株主訴訟のプロと法律事務所が小規模で株価変動の大きな企業を標的にしているとの背景によるものと見られる。

〔一九九四年三月二五号〕

議会関係

マキー下院通信金融小委員会委員長、全国8証券取引所にSECのマーケット二〇〇〇レポートでなされた提案に対する意見表明を要請。

ディンゲル下院エネルギー商業委員会委員長及びマキー下院通信金融小委員会委員長、ヘッジフ

ファンドによる取引の金融市場に対する影響を把握するため、財務省に対し国債の大量保有に係る報告規制の早期整備、SECに対し強力な大量取引報告規則の制定及び連邦証券法上の登録規制等をヘッジファンドまで及ぼすべきかの検討を要請。

下院、銀行の州際出店を認める法案を採択。

SEC 関係

SEC、過去に顧客とトラブルを起こした記録を持つ証券外務員を雇用し又は解雇しない証券会社に対する監視を強めていくと発表。

SEC、NASD等一一の証券監督機関と共同で投資家啓蒙キャンペーンを開始、その一環として投資家向け小冊子“Invest wisely”を作成、配付。

SEC、CFTC及び英SIB、店頭派生商品市場の監視を協力して進めていくという内容の共同声明を発表。ネットイングの利用によるリスク管

ニューヨーク事務所通信

理の向上等、七項目からなる重点目標を提示。

SEC、投資顧問会社が顧客の適合性を無視して投資助言を行うことを禁止する規則並びに顧客がカスタディアンから四半期毎に報告書を受け取っていると信じるに足る根拠がないかぎり顧客の一任勘定での取引を禁止する規則を提案。

取引所・自主規制機関等関係

ボストン証券取引所、スペシャリスト間の競争は顧客により良い価格を提供するとし、既存のスペシャリスト（銘柄当たり一名）に最大二名を追加する予定。NYSE、この動きはオークション取引の原則を崩すものとSECに警告。

銀行監督機関関係

FRB、派生商品取引が金融システムに与えるリスクを回避するため、相互ネットイング協定を結ぶ銀行に対する自己資本比率規制の引き下げを提案。

その他

フィנק・I・C・I会長、銀行規制当局はミューチュアル・ファンド販売に係る規制と独自の検査方法を適用することにより混乱を作り出しているとし、ミューチュアル・ファンドの規制はSECに任せるべきと発言。

Talk of the Town

レビットSEC委員長、ウォール街からワシントンへの円滑な転身。

レビット氏のSEC委員長就任に際しては、ウォール街で財を成してアメリカン証券取引所で中規模上場会社の利害を代表してきた彼の経歴から、証券界を規制する手腕に疑問を呈する向きもあったが、過去数か月、同委員長は投資家保護の面で精力的な動きを見せ、ありがちな金持ちの好事家といったイメージを払拭し始めた。最近の動きとしては、(1)地方債発行体の財務状態に係る情報開示を強化する規則の提案、(2)首長等の候補者に政

治献金を行った場合の当該自治体の地方債引受を禁止する規則の提案、(3)三〇のミューチュアル・ファンドに対しファンド・マネージャーが個人的証券売買をファンドの証券売買に先立って執行するといった行為が行われているか否かの情報を要請といったものがある。現在同委員長の下では、証券会社が過去にSECから懲戒処分を受けた証券外務員を採用することを禁止することが案件となっている。